

# 津島市災害廃棄物処理計画（概要版）（令和2年2月策定）

## 第1章 基本的事項

### 1. 計画策定の目的

本市において大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理について、あらかじめ想定を行い、課題等を抽出することにより、適正かつ迅速な災害応急対策の体制を確保し、早期の災害復旧・復興対策を円滑に実施することを目的に策定します。

### 2. 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、「地震・津波」及び「風水害等」とします。本計画の被害想定は、本市で想定される大規模災害のうち、発生確率が高く、また、建物被害の規模により災害廃棄物が多く発生することが予測される下記の災害とします。

| 対象とする災害 |   | 本計画における被害想定 |                              | 本市の建物被害                         |
|---------|---|-------------|------------------------------|---------------------------------|
| 地震・津波   | 地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害。                      | 南海トラフ地震     | 過去地震最大モデル                    | 全壊・焼失： 約 900 棟<br>半壊： 約 4,800 棟 |
|         |   | 木曾川の氾濫      | 想定最大規模                       | 床上浸水： 12,653 棟<br>床下浸水： 145 棟   |
| 風水害等    | 水害、その他自然災害（地震・津波を除く）。水害については、大雨、台風、雷雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土砂災害等の被害。 |             | 計画規模                         | 床上浸水： 2,179 棟<br>床下浸水： 3,029 棟  |
|         |   | 日光川の氾濫      | 想定最大規模                       | —                               |
|         |   | 計画規模        | 床上浸水： 4,309 棟<br>床下浸水： 369 棟 |                                 |

※ 日光川の氾濫の想定最大規模については、建物被害の想定がなされていません。

### 3. 災害時に発生する廃棄物

災害時は、下記の廃棄物を処理対象とします。

| 種類    | 内容  |
|-------|---|
| 災害廃棄物 | 可燃物/可燃系混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃系混合物、コンクリートがら等、金属くず、廃家電（4品目）、小型家電/その他家電、腐敗性廃棄物、有害廃棄物/危険物、廃自動車等、その他適正処理が困難な廃棄物 |
| 避難所ごみ | 避難所から排出されるごみ  |
| 生活ごみ  | 家庭から排出される生活ごみ   |
| し尿    | 仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水   |

### 4. 災害廃棄物処理の基本方針

本市の災害廃棄物処理の基本方針を下記のとおり定めます。

|     |  |
|-----|--|
| 方針① | 円滑かつ迅速な適正処理の実行   |
|     | 市民の生活環境の保全、公衆衛生の確保及び復旧・復興の促進の観点から、円滑かつ迅速な適正処理を進めます。                              |
| 方針② | 資源化の促進   |
|     | 被災現場及び仮置場への搬入時における分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量の低減を図ります。                             |
| 方針③ | 様々な主体との連携による目標期間内での処理の実施   |
|     | 本市の人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限活用し、自区内処理を進めるとともに、必要に応じて県や他市町村、民間事業者等と連携することで、目標期間内に処理します。 |

### 5. 処理スケジュール

災害廃棄物は、災害の規模や被害の状況を踏まえつつ、可能な限り早期の処理を目指します。東日本大震災規模の大規模災害については、「発災後3年以内の処理完了」を目指します。

## 第2章 災害廃棄物処理に係る体制

### 1. 災害発生時の組織体制

- 災害廃棄物処理は、市災害対策本部の「環境・輸送班」（生活環境課）が中心となり、関係部局及び県等と連携して業務を遂行します。人員が不足する場合は、必要に応じて他部局や他市町村等に支援を要請する等、各業務が円滑に履行できる体制を整備します。
- 災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するために、他市町村、民間事業者等と災害廃棄物処理等に関する協定を締結し、災害時の連携体制及び相互協力体制を整備します。

### 2. 情報収集・提供

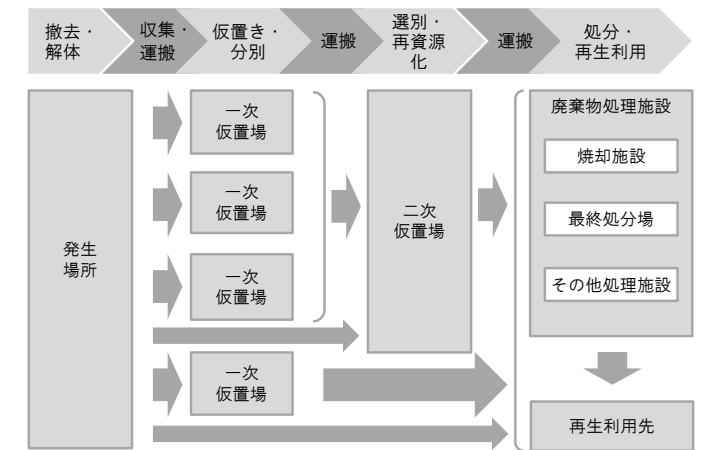
- 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努めます。また、市災害対策本部及び県と災害廃棄物に関する情報を共有できる体制を構築し、相互に連携して適切な災害廃棄物処理が実施できるように努めます。
- 災害廃棄物の分別区分や仮置場の設置場所等、災害廃棄物に係る必要情報を適切な時期に市民等へ発信します。

## 第3章 災害廃棄物処理対策

### 1. 災害によって発生する廃棄物に係る事項

#### （1）災害廃棄物処理の流れ（右図）

災害廃棄物は可能な限り発生場所で分別し、その多くは一次仮置場へ搬入し、粗選別を行います。粗選別された災害廃棄物は、廃棄物処理施設に搬出し、処理や再生利用を行います。既存の廃棄物処理施設では処理し切れない場合、二次仮置場を設け、破碎・選別、再資源化等の処理を行うこともあります。



#### （2）災害廃棄物発生量の推計

対象とする災害の建物被害等に基づき推計した災害廃棄物の発生量を下記に示します。発災後は、実際の被害状況や処理の進行状況等に基づき発生量の見直しを行います。

#### 【地震・津波】

（単位: t）

| 南海トラフ地震（過去地震最大モデル） | 選別前 | 災害廃棄物   |        |         |         | 津波堆積物   |         | 合計      |
|--------------------|-----|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                    |     | 可燃物     | 不燃物    | 柱角材     | コンクリート  | 金属      | 分別土砂    |         |
|                    |     | 204,678 | 43,355 | 161,324 |         | 161,847 |         | 366,525 |
|                    | 選別後 | 可燃物     | 不燃物    | 柱角材     | コンクリート  | 金属      | 分別土砂    | 合計      |
|                    |     | 32,709  | 44,909 | 3,452   | 105,317 | 11,077  | 169,062 | 366,525 |

※ 端数処理の関係上、合計が各項目の和に一致しない場合があります。

#### 【風水害等】

（単位: t）

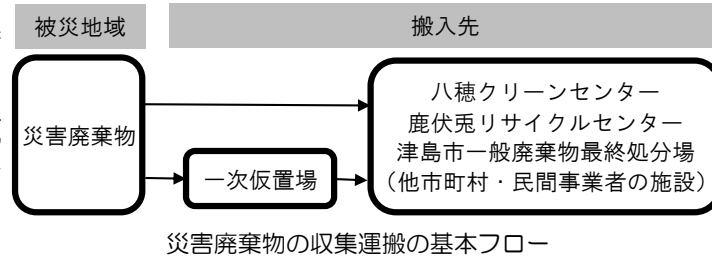
| 被害想定   |        | 選別前    |      |       |        | 選別後    |        |       |        |
|--------|--------|--------|------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
|        |        | 可燃混合物  | 金属くず | 不燃混合物 | 合計     | 可燃物    | 不燃物    | 金属    | 合計     |
| 木曾川の氾濫 | 想定最大規模 | 42,242 | 477  | 5,248 | 47,967 | 34,915 | 11,612 | 1,440 | 47,967 |
|        | 計画規模   | 7,487  | 85   | 930   | 8,501  | 6,188  | 2,058  | 255   | 8,501  |
| 日光川の氾濫 | 計画規模   | 14,410 | 163  | 1,790 | 16,362 | 11,910 | 3,961  | 491   | 16,362 |

※ 端数処理の関係上、合計が各項目の和に一致しない場合があります。

### 第3章 災害廃棄物処理対策（続き）

#### （3）収集運搬

発災後速やかに収集運搬体制を確保します。発災時の収集運搬の基本フローを右図に示します。災害廃棄物は、一次仮置場または直接既存処理施設等へ搬入しますが、被災状況によっては、他市町村等の施設へ搬入します。



災害廃棄物の収集運搬の基本フロー

#### （4）仮置場の設置・運営

発災後速やかに仮置場を確保し、生活圏から災害廃棄物を撤去、処理します。本市は、①鹿伏兎最終処分場（25,197m<sup>2</sup>）、②流通グラウンド（10,330m<sup>2</sup>）及び③中一色町柳原処分場跡地（2,319m<sup>2</sup>）を仮置場候補地としています。各被害想定に基づく仮置場必要面積とその過不足を下記に示します。液化化や津波等の二次災害の影響が少ない仮置場候補地の確保に向けて引き続き検討します。仮置場は発災翌日までに開設し、必要な環境対策等を講じた上で適切に運営を行います。

| 被害想定  |         |           | 仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> ) | 本市の仮置場候補地の面積合計 (m <sup>2</sup> ) | 仮置場の不足面積 (m <sup>2</sup> ) |
|-------|---------|-----------|---------------------------|----------------------------------|----------------------------|
| 地震・津波 | 南海トラフ地震 | 過去地震最大モデル | 41,843                    | 37,846                           | 3,997                      |
|       |         | 想定最大規模    | 13,591                    |                                  | (充足)                       |
| 風水害等  | 木曾川の氾濫  | 計画規模      | 2,410                     |                                  | (充足)                       |
|       |         | 日光川の氾濫    | 4,638                     |                                  | (充足)                       |

※ 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の仮置場必要面積は、津波堆積物の積上高さを10mとした場合を示します。

#### （5）中間処理・再資源化・最終処分

災害廃棄物は、可能な限り既存処理施設（八穂クリーンセンター等）で処理を行います。既存処理施設での処理が困難な場合には、他市町村及び民間事業者の施設での処理、県外広域処理、仮設処理施設の設置等を検討します。

#### （6）処理困難物対策

危険物・有害廃棄物等処理困難な廃棄物については、平時より処理困難物の特定と発生抑制を図るとともに、事業者等と連携して処理体制の構築を図ります。発災後は、生活環境等への影響が大きい廃棄物は優先的に回収を行い、処理体制を確保します。必要に応じて県外広域処理を行います。

#### （7）損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が実施しますが、本市が生活環境の保全上特に必要があると判断した場合は、公費による撤去（必要に応じて解体）を行います。庁内の関係部局と連携して、解体・撤去体制の構築を図るとともに、石綿や思い出の品等についても適切に対応します。

#### （8）環境対策・環境モニタリング

災害廃棄物の撤去、損壊家屋等の解体・撤去、仮置場での保管・選別等において、必要な環境対策及び環境モニタリングを実施します。

#### （9）災害廃棄物処理に係る財政支援

災害廃棄物処理に係る費用は、国の財政支援制度（災害等廃棄物処理事業費補助金）を活用することで、本市の財政負担の軽減を図ります。

### 2. 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

#### （1）避難所ごみ・生活ごみ・し尿の発生量の推計

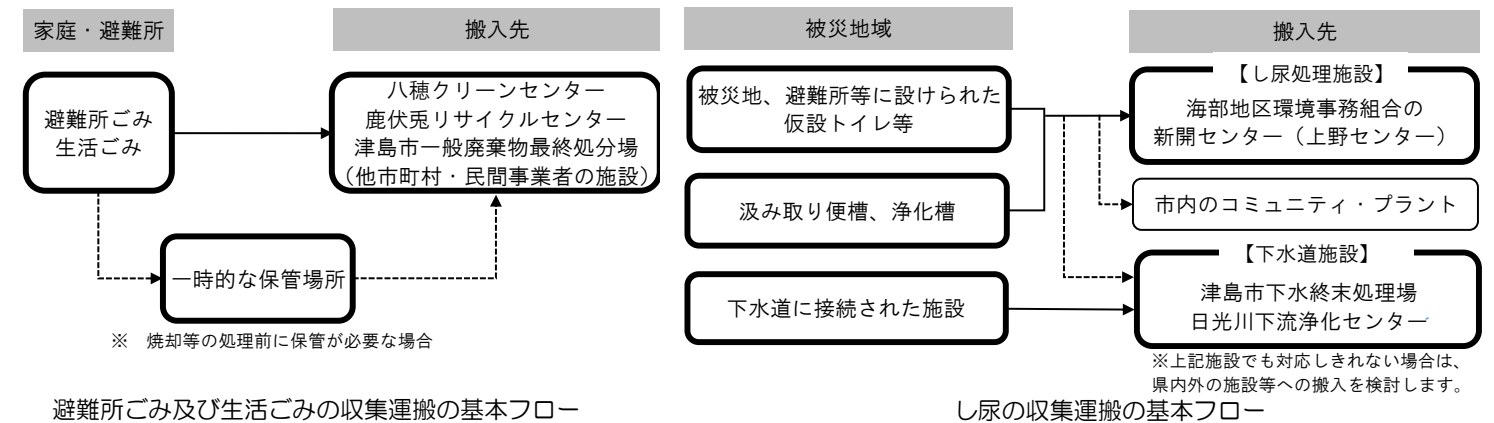
地震・津波（南海トラフ地震（過去地震最大モデル））による避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の発生量の推計結果を下記に示します。

| 避難所ごみの発生量 (t/日) |        | 生活ごみの発生量 (t/日) |        | し尿発生量 (L/日) |        |
|-----------------|--------|----------------|--------|-------------|--------|
| 発災1週間後          | 発災1ヶ月後 | 発災1週間後         | 発災1ヶ月後 | 発災1週間後      | 発災1ヶ月後 |
| 7               | 7      | 29             | 29     | 64,356      | 53,896 |

※ し尿発生量は、避難所への避難及び断水によって自宅の水洗トイレが使用不可となることにより、仮設トイレからし尿収集車両（バキューム車）で回収する必要があるし尿の量を示します。

#### （2）避難所ごみ・生活ごみ・し尿に係る収集運搬体制・処理体制の構築

避難所ごみ、生活ごみ及びし尿の収集運搬の基本フローを下記に示します。発災時は市内の収集運搬業者へ協力を要請し既存処理施設で処理を行います。車両や既存処理施設の余力が不足する場合は他市町村等へ支援を要請します。



避難所ごみ及び生活ごみの収集運搬の基本フロー

し尿の収集運搬の基本フロー

### 第4章 本計画の推進・見直し

#### （1）計画の推進・進捗管理

本計画に基づき、本市の災害廃棄物処理体制を構築するため、他市町村や民間事業者、県及びその他関係機関等との連携を進めます。仮置場候補地の選定等の進捗状況を毎年確認するとともに、県等と課題を共有し、評価・検討を通じて本計画の実行性と職員の対応能力の向上を図ります。

#### （2）市民への普及啓発

災害廃棄物処理に関して市民の理解、協力が得られるよう、平常時より防災訓練等の機会を通じて啓発を継続的に実施します。

#### （3）市職員の教育・訓練

発災時の混乱した状況下においても、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に向けて、担当者が自ら考え、適切な判断・行動がとれるよう、市職員に対し研修及び訓練を行います。研修及び訓練内容は適宜見直し、実行性の向上を図ります。

#### （4）計画の見直し

本市の一般廃棄物処理対策や防災対策の進捗、本計画の進捗状況等を踏まえ、概ね5年を目途として見直しを行います。本計画の前提条件に変更があった場合、また、国の災害廃棄物対策指針及び愛知県災害廃棄物処理計画の改訂等見直しの必要が生じた場合は速やかに改訂を行います。